

2018 年 4 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

- 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議が、2018 年 4 月 16 日及び 17 日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2018 年 4 月 ASAF 会議出席メンバー (2018 年 4 月 16 日、17 日 ロンドン IASB)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	欠席
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Huixin Xu 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) —ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Chen Yu 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Moraes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russ Golden 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2018 年 4 月 ASAF 会議の議題

議題	時間	参照ページ
料金規制対象活動	90 分	3 ページ
開示に関する取組み—開示原則	60 分	7 ページ
コモディティ・ローン及び関連する取引	110 分	16 ページ

議題	時間	参照ページ
会計方針及び会計上の見積り（IAS 第 8 号の修正）	75 分	23 ページ
オーストラリアにおける株式投資家にとっての財務報告の有用性	30 分	28 ページ
のれん及び減損	120 分	31 ページ
基本財務諸表	75 分	40 ページ
IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」のレビュー	60 分	49 ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF 会議の議題	60 分	52 ページ

今後の日程(予定)

2018 年 7 月 9 日及び 10 日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ディスクロージャー専門委員会、IFRS 適用課題対応専門委員会及び ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 料金規制対象活動

議題の概要

3. IASB は、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「料金規制 DP」という。）を公表した。
4. 料金規制 DP に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASB は、2015 年 5 月の IASB ボード会議において、「定義された料金規制」を基礎として、料金規制対象活動に関する三者の関係（料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客）に着目しつつ、料金規制の会計上の要求事項を開発する方針を暫定決定した。
5. 2016 年 12 月の IASB ボード会議（教育セッション）において、IASB スタッフから料金規制の新会計モデルの概要が提示された。2017 年の IASB ボード会議（主として教育セッション）では、新会計モデルの各論点について詳細な検討がなされた。これらを踏まえ、2018 年 2 月及び 3 月の IASB ボード会議では、会計単位、資産及び負債の定義、対象範囲、並びに、資産及び負債の認識要件に関して暫定決定がなされた。
6. 今回の ASAF 会議では、以下の事項が報告又は議論された。
 - (1) 2018 年 2 月及び 3 月の IASB ボード会議で議論された料金規制の会計モデル（以下「当モデル」という。）についての暫定決定事項¹（会計単位、資産及び負債の定義、対象範囲）の報告
 - ① 規制上の合意から生じる増分の権利及び義務を創出する個々の時点差異を会計単位とする。
 - ② 規制上の権利及び義務は概念フレームワークにおける資産及び負債の定義を満たす。
 - ③ 「定義された料金規制」は、以下の特徴を有する公式の規制上の枠組みを通じて設定される。
 - 企業及び規制機関の両方を拘束する。
 - 料金設定の基礎を構築する。当該基礎は料金調整メカニズムを含み、当該メカニズムにおいては、ある期間の規制料金が異なる期間に企業が実施する特定の活動に係る金額を含む場合の時点差異から発生する権利及

¹ 2018 年 3 月の IASB ボード会議で暫定決定された規制資産及び規制負債の認識要件は、今回の ASAF 会議の議論の対象になっていない。

び義務が創出され、事後的に戻し入れられる。

- (2) (1)の暫定決定の理論的根拠の説明、及びそれをどのように周知していくかについての ASAF メンバーからの意見聴取

7. 今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに以下の点が質問されている。

- (1) 本資料第 6 項(1)①及び②において、会計単位並びに規制上の権利及び義務が概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすか否かに関する IASB の暫定決定を示している。当モデルに係るディスカッション・ペーパー又は公開草案の結論の根拠に含めるべきその他の論点はあるか。
- (2) 本資料第 6 項(1)③に示した「定義された料金規制」の定義は、当モデルの範囲に含まれる活動を行っているか否かを企業が識別するのに十分明確なものか。仮に明確ではない場合、何をより明確にすればよいか。
- (3) 本資料に示した会計単位、資産及び負債の定義、並びに当モデルの範囲を前提として、どのような種類の文書が利害関係者の理解を促進すると考えるか。また、当該文書は、当モデルのどの側面に焦点を当てると良いか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

8. 本件について、ASBJ から特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

9. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

（「会計単位」及び「資産及び負債の定義を満たすか」について（本資料第 7 項(1)））

- (1) 会計単位に関しては、概念フレームワークの記載との整合性、資産及び負債の定義の議論との関連性、並びに実務では個々の時点差異が追跡されている点を勘案して、暫定決定を支持する。資産及び負債の定義を満たすかに関しては、従来の説明よりも明確になっている。資産側については、現在の概念フレームワークにおける権利の束と考えると理解しやすい。負債側については、個人的には、不完全な履行及び不利な条件での未履行契約というアプローチで考えている。
- (2) 暫定決定を支持する。ただし、個々の時点差異における「個々の」の意味を明確化する必要がある。
- (3) 暫定決定を概ね支持する。関係者の中には、旧概念フレームワークにおいて資産及び

負債ではなかった理由を質問する者もいる。提示された資料の「増分金額だけ減額された料金」が具体的に何を意味するかの説明が必要である。

⇒IASB は戦略的に現在の概念フレームワークを前提に議論を行っている。旧概念フレームワークを振り返っても混乱が生じるだけである。(IASB 理事)

- (4) メンバーの中には、減額された料金で財又はサービスを提供することは経済的資源の移転にはならないため、規制上の義務が負債の定義を満たすことに異論を唱える者もいた。
- (5) 関係者から次の 3 点の懸念が聞かれた。
 - ① 提案されているモデルでは、財務業績は実績よりも予想を反映することになるので、利益操作に使用される懸念がある。
 - ② 本プロジェクトと IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)との関係が不明確である。
 - ③ 規制上の権利及び義務が資産及び負債の定義を満たすとしても、測定の不確実性(回収可能性)の問題が残っている。
- (6) 暫定決定を支持する。本プロジェクトにおいては、識別可能な時点差異及び強制可能性の考え方方が重要であると考える。
- (7) 暫定決定は米国会計基準に非常に近くなっている。規制上の命令によって資産及び負債が創出されると考えている。実務を行っている米国の公益企業を紹介するので、彼らの実体験を参考にするのが良い。マクロレベルでは近似しているが、細かい相違点があるかもしれない。

⇒米国会計基準との類似点及び相違点の分析を行う予定である。その際は、結果だけでなく考え方についても分析する予定である。(IASB 理事)

- (8) 会計単位は個々の時点差異とすることを支持する。資産及び負債の定義を満たすか否かに関しては、強制可能性の考え方方が重要である。

(「範囲」に関して (本資料第 7 項(2))

- (9) 対象が概ね独占企業であるのならば、独占状況にある自主規制企業も対象に入れるべきではないか。
- (10) 「必須の(財又はサービスを提供する)」という要件を除いたことで、どういった業種が対象になるのかがわからなくなっている。また、「必須の」がないと、将来代金

が回収できなくなるのではないか。

- (11) 定義の書きぶり（特に、どのような組織が料金規制機関に該当するか）は極めて重要である。また、IFRIC 解釈指針第 12 号「サービス委譲契約」との相互関係を明確にする必要がある。
- (12) 概ね賛成する。定義の記載（特に、料金規制機関、規制の枠組み、及び料金調整メカニズムを明確にすること）が重要である。類推して適用範囲を拡大することを禁止する必要があるかもしれない。
- (13) 範囲は、認識要件と合わせて検討する必要がある。
- (14) 暫定決定は概ね妥当と考える。このモデルを導入する予定の者からのフィードバックを聞くことが重要である。

（「関係者の理解を促進する方法」に関して（本資料第 7 項（3））

- (15) より実務に即した設例を提示してはどうか。
- (16) 議論が紛糾しているプロジェクトであるため、2 回目のディスカッション・ペーパーを公表するのがよいというメンバーがいた。関係者から意見を聞くことが重要である。
- (17) 影響を受ける業界及び規制当局に対して、十分にアウトリーチを行うことが必要である。
- (18) 既に詳細な点まで議論しているため、公開草案が良い。関係者とのアウトリーチが重要である。
- (19) 設例は非常に有用であるため、設例を提示することを提案する。
- (20) 対象範囲及びその理由（なぜ対象なのか又は対象外なのか）を関係者に十分説明することが重要である。
- (21) 議論すべきことはすでにカバーしているので公開草案が良い。設例が重要である。

III. 開示に関する取組み－開示原則

議題の概要

10. 今回の ASAF 会議では、IASB が 2017 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」（以下「開示原則 DP」という。）に対して寄せられたフィードバックを踏まえた今後の進め方を検討するにあたって、次のトピックに関する ASAF メンバーの助言が求められた。

(1) 情報の記載場所

- ① 財務諸表の外における IFRS 情報
- ② 財務諸表の中における非 IFRS 情報

(2) 開示すべき会計方針

(財務諸表の外における IFRS 情報)

11. 開示原則 DP では、次のすべての要求事項を満たした場合に、IFRS 情報を財務諸表の外で提供することができるという IASB の予備的見解が示されていた（開示原則 DP 第 4.9 項）。

(1) 企業の年次報告書の中で提供されること

(2) 財務諸表の外で提供されることで、年次報告書が全体として理解しやすくなり、財務諸表が依然として理解可能であり、情報が忠実に表現されること

(3) 明確に識別され、相互参照により財務諸表に組み込まれていること

12. 開示原則 DP に対して、多くの関係者から、法域間での首尾一貫した適用や、各法域の法令等との関係について懸念が寄せられたとのことであった。

13. IASB は、懸念への対処として、次のうち 1 つ以上の方法を検討する可能性を示した。

(1) 「年次報告書 (annual report)」の代わりに「単一の文書 (single document)」という用語を用いる。

(2) IFRS 情報の記載場所を記述する際に、IFRS 情報を財務諸表の外に開示することができる場合についての原則を開発する。例えば、次の場合に限り、財務諸表の外で IFRS 情報を開示することを認めるといった原則が考えられる。

- ① 財務諸表の外で開示された IFRS 情報が、財務諸表と同じ条件で同時に利用可能である。

- ② 財務諸表の外で開示された IFRS 情報が、財務諸表が利用可能な期間にわたって継続して利用可能である。
 - ③ 財務諸表の公表後は、内容を変更することができない。
- (3) 各法域の法令等と矛盾が生じない場合に限り、相互参照の使用を認める。
- (4) IFRS 情報を財務諸表の外に記載する場合について、個別の会計基準における開示要求ごとに財務諸表の外に記載することが認められるものを特定する。

(財務諸表の中における非 IFRS 情報)

14. 開示原則 DP では、企業が「非 IFRS 情報」等を財務諸表の中で提供する場合には、次のことを要求すべきという IASB の予備的見解が示されていた（開示原則 DP 第 4.38 項）。
- (1) IFRS 基準に従って作成されていない情報及び該当する場合の監査の有無を明確に識別すること
 - (2) 当該情報のリストを提供すること
 - (3) 当該情報を有用と考え、財務諸表に含めた理由を説明すること
15. また、開示原則 DP では、財務諸表に含まれる情報を 3 つのカテゴリーに区分し²、カテゴリー C のみを「非 IFRS 情報」とすべきという予備的見解が示されていた（開示原則 DP 第 4.35 項）。
16. 開示原則 DP に対して、多くの関係者から、カテゴリーの区分方法を含め「非 IFRS 情報」を定義する方法について懸念が寄せられたとのことであった。このほか、多くの関係者は、財務諸表の中で開示される非 IFRS 情報は利用者にとって有用であることが多いと考えていたとのことであった。
17. IASB スタッフは、財務諸表に含まれる非 IFRS 情報についての要求事項を開発する場合には、例えば有用な情報を開示していた企業を委縮させてしまうリスクがあることを踏まえ、便益とリスクのバランスを検討することが必要であるとしている。

² IASB は、財務諸表に含まれる情報には 3 つのカテゴリーがあるとみている（開示原則 DP 第 4.33 項）。

(1) カテゴリー A—IFRS 基準で具体的に要求されている情報
(2) カテゴリー B—IFRS 基準に準拠するために必要と判断された追加的情報
(3) カテゴリー C—カテゴリー A 又は B に含まれない追加的情報。これには、IFRS 基準と整合しない情報及び一部の非財務情報が含まれる。

(開示すべき会計方針)

18. 開示原則 DP では、一般開示基準において、次のようにすべきという IASB の予備的見解が示されていた（開示原則 DP 第 6.16 項）。
- (1) 会計方針の開示を提供する目的を説明する。
 - (2) 会計方針の 3 つのカテゴリー³を記載し、カテゴリー1 及びカテゴリー2 のみの開示を要求する旨を明確化する。
 - (3) カテゴリー3 の会計方針の開示によって財務諸表の理解が困難にならないようとする旨などを説明する。
19. 開示原則 DP に対して、多くの関係者は、会計方針を 3 つのカテゴリーに区分するという方法を支持しておらず、開示すべき会計方針の選定は重要性を基礎とすべきであると考えていたとのことであった。この点について、IASB スタッフは、最近 IASB が企業の重要性に関する判断を行使するうえで役立つ活動を実施し、当該活動に係る文書を公表していることに言及していた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

20. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(財務諸表の外における IFRS 情報)

- (1) 我が国において、「年次報告書」という用語は、必ずしも法律において提出が求められる文書のことを意味していない。それゆえ、原則として「年次報告書」を使用しないという IASB の方向性には概ね同意する。しかし、「単一の文書」という用語に変更するとの解決案には、賛成しない。
- (2) 相互参照については、必ずしも反対しないが、一定の制約は必要であると考えており、2 つ目の解決案（本資料第 13 項(2)）は良い出発点であると考えている。

³ IASB は、会計方針を次の 3 つのカテゴリーに分類している（開示原則 DP 第 6.12 項から第 6.14 項）。

- (1) カテゴリー1—財務諸表に記載された情報を理解するために常に必要で、かつ、重要性のある項目、取引又は事象に関する会計方針
- (2) カテゴリー2—カテゴリー1には含まれないが、金額又は性質のいづれかにより、財務諸表にとって重要性のある項目、取引又は事象に関する会計方針
- (3) カテゴリー3—企業が財務諸表を作成する際に使用する他の会計方針で、カテゴリー1又はカテゴリー2に含まれないもの（すなわち、財務諸表にとって重要性のない項目、取引又は事象に関する会計方針）

(財務諸表の中における非 IFRS 情報)

- (3) 財務諸表は、企業の財務業績及び財政状態の要約を提供するものと理解している。また、会計基準はすべての企業が提供すべき最低限の情報を規定すべきと考えている。非 IFRS 情報が、適正表示の達成に必ずしも必要でない情報として定義されるのであれば、原則として企業は財務諸表において非 IFRS 情報を提供すべきではない。それでも企業がこのような情報を開示しようとする場合には、当該事実及び当該情報を財務諸表に含める理由について強調すべきである。
- (4) 我々は、利用者が財務諸表のみに基づき意思決定を行うとは考えていない。企業は、情報提供のための別の手段を有しているため、非 IFRS 情報の開示を要求しても、財務諸表から情報が欠如することになるとは考えない。

(開示すべき会計方針)

- (5) 日本基準においては、代替的な会計方針が認められている場合に限り開示が要求されるが、これは非常にうまく機能していると考えている。
- (6) 作成者は、利用者が会計方針の開示をどのように使うのか理解することが困難であるとしている。
- (7) 開示すべき会計方針について、何らかのガイダンスが提供されるのであれば、強制的な要求事項とすべきである。これは、IASB の行うことというよりは、むしろ企業の行うことであるためである。

21. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(財務諸表の外における IFRS 情報)

- (1) 我々の法域では、年次報告書は、法律上定められた 1 冊の文書である。真実かつ公正な概観を与えるために必要な情報について、年次報告書の外に相互参照をすべきではない。
- (2) 「単一の文書」という用語は役立つかかもしれないが、電子報告を考えた場合、何をもって「単一の文書」というべきか疑問である。
- (3) 様々な法域に柔軟性のある 4 つ目の解決案（本資料第 13 項(4)）を支持する。当該方法では、作成者が実務上判断を行使し、必要な情報を財務諸表の外で適切な方法により開示できる。
- (4) 我々の法域では、年次報告書の法律上の定義はないが、伝統的に経営者による報告

(MD&A) と財務諸表（注記を含む。）から構成されている。

- (5) 相互参照は認められるべきであり、2つ目の解決案（本資料第13項(2)）は良いと考えている。
- (6) 「単一の文書」は、当面の間はうまく機能する可能性があるが、それは5年や10年といったものではない。
- (7) 欧州では、法域ごとに年次報告書の定義が異なる可能性がある。会計指令では、マネジメント・レポートと財務諸表が定義されているが、年次報告書に含まれるものは実務によって異なる。このような定義上の問題を回避するためには2つ目（本資料第13項(2)）の解決案が良い。
- (8) 年次報告書という用語は、範囲が不明確であり、多くの定義が必要となる可能性がある。
- (9) あるメンバーの法域では、財務諸表の公表後に年次報告書が公表されるため、相互参照は不可能である。

(財務諸表の中における非 IFRS 情報)

- (10) 我々は、IASB が適正表示に係る原則に焦点を当てることを選好する。また、適正表示の達成のために必要でなければ、財務諸表の中に含めるべきではなく、そのような情報が必要であれば、IFRS はそれを要求するように修正されるべきである。追加的情報の一部は有用だが、必須ではない。
- (11) 開示原則 DP の区分方法だと、IFRS 基準で特に要求されている以上に分解表示を行った場合に非 IFRS 情報（カテゴリーC）ということになる。これは、IFRS 基準と不整合ではない有用な情報まで禁止することになる可能性がある。
- (12) 「非 IFRS 情報」よりも、追加的情報であることを示す用語の方が良いのではないか。このような情報は、財務諸表の外よりも監査済財務諸表に含める方が良い。このためのガイダンスは、原則主義的なものにすべきである。追加的情報を財務諸表に含めることを認めることにより、開示の改善につながる。
- (13) 非 IFRS 情報のように、真実かつ公正な概観を与えるために必要でない情報を、財務諸表に含めるべきではない。仮に必要であるならば、要求事項とすべきである。監査人は、財務諸表に含まれる情報と矛盾のない情報に対してのみ監査意見を表明すれば良く、監査の必要がない情報は経営者による説明に記載すれば良い。
- (14) 利用者は、通常、財務諸表の外で有用な情報を入手し、財務諸表は参照のための文

書としている。

(開示すべき会計方針)

- (15) 我々の法域では、財務諸表は参考文献であり、すべての会計方針を記載すべきだと考える人々と、代替的な方法が認められている重要な会計方針だけ記載すべきだと考える人々に分かれているため、会計方針のうち何を開示すべきかは難しい問題である。

参加者のその他の発言

22. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(財務諸表の外における IFRS 情報)

- (1) IFRS 情報に誤謬があった場合には、修正できるようにすべきである。財務諸表の外に相互参照する場合、我々の法域では、監査済財務諸表の範囲に入るのかどうかが問題となつた。
- (2) IFRS 情報が財務諸表の外にある場合、監査人は監査範囲について懸念を持つ。
- (3) 本論点の主たる問題が監査範囲である点には同意する。IASB は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）と協働すべきである。最大の問題は明瞭性の欠如であり、監査意見の対象範囲を確認すべきである。文書が継続して入手できるようにする必要はなく、修正があつた場合に対応できるようにしておくべきである。
- (4) 監査上の問題については、他のメンバーと同様の懸念がある。IAASB との協働が非常に重要であることは明らかである。
- (5) 財務報告がデジタル化された場合、同時に監査もデジタル化するだろう。
- (6) 本論点は、監査業界から懸念が聞かれているが、他の関係者からは、コミュニケーションを改善し、重複を減らす方法であるという意見が聞かれている。本論点は IFRS 上の要求事項と法域における要求事項の関係に関するものであり、強制しない限り、法域における要求事項との関係が管理可能なものとならない。
- (7) 財務諸表の範囲は、監査人のみならず利用者にも重要である。
- (8) 情報が異なる文書に記載されていたり、同じ文書で一緒に提供することが困難であつたりする場合には、監査コストがかかる。

(財務諸表の中における非 IFRS 情報)

- (9) 代替的業績指標は、非 IFRS 情報の中でも注意が必要な問題ではあるが、1つの側面に過ぎない。非 IFRS 情報と適正表示を達成するために必要な追加的情報を区別できるかどうかは疑問である。非 IFRS 情報は、IFRS 基準の要求を超えた情報ではないか。IASB は、非 IFRS 情報を定義したり、非 IFRS 情報すべてに適用されるセーフガードを特定したりするよりも、原則主義的なものを考えるべきである。
- (10) 利用者は、財務諸表の範囲を明らかにすることを望んでいる。彼らは、MD&A（経営者による報告）を財務諸表の一部だと思っていた。利用者は必ずしも、IFRS 情報かどうか、非 IFRS 情報かどうかという点は区別していなかった。また、利用者は、保証レベルという点において、監査済財務諸表と MD&A を区別していなかった。これらは新しい話ではないが、過去から継続して存在している。また、仮に IASB が非 IFRS 情報を財務諸表の中に含めることを認めた場合、監査の問題が生じるであろう。
- (11) 仮に財務報告に係る他の規制上の枠組みに基づく情報を IFRS 財務諸表の中で記載する場合には、不整合が生じる可能性がある。また、法律や規制によって財務諸表の中で開示することが要求されている情報についても検討が必要である。
- (12) 非 IFRS 情報は定義すべきではない。カテゴリーB とカテゴリーC の区分も実務上の懸念がある。また、我々の法域では、法律によって強制される追加開示があるが、会計基準設定主体の観点から何をすべきか疑問である。
- (13) IASB は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）で目的適合性がある場合に要求される追加的情報を非 IFRS 情報と言っているのか。そうでなければ、非 IFRS 情報については別個の定義が必要である。非 IFRS 情報を定義する際には、利用者を混乱させるような有用でない情報が提供されることのないように、IFRS 基準に準拠するために必要な追加的情報、利用者が財務諸表の理解を深めるのに役立つもの、各国の法令において要求されているもの、業種における実務的な情報など、限定的なものとすべきである。
- ⇒IAS 第 1 号で要求される追加的情報は、カテゴリーB に該当する。これは、IFRS 基準では要求されていないが、IFRS 基準に準拠するために必要である。非 IFRS 情報は、ガイダンス又は要求事項において、IAS 第 1 号で要求されている以上のものと定義することが適當である。（IASB スタッフ）
- (14) 非 IFRS 情報は、様々な種類のものがあるため、どのような情報を財務諸表に含めようとしているのか疑問である。「非 IFRS 情報」という用語は消極的定義であるとい

う点には同意するが、「追加的情報」は積極的過ぎるようだ。

- (15) 非 IFRS 情報を会計基準において首尾一貫して定義することは困難であり、IFRS 基準における開示要求は財務諸表を対象とすべきである。会計基準の中で非 IFRS 情報を定義すると、非財務情報の開示に係る規制当局のガイドラインと競合する可能性がある。IASB は、非 IFRS 情報を定義するよりも、何をどこに相互参照できるのかを明確にすべきである。また、IASB は、IAASB と連携して非 IFRS 情報の監査上の取扱いを検討すべきである。
- (16) 我々の法域では、統合報告書の監査を試みているが、同一の文書に非 GAAP 情報と GAAP 情報が含まれていると、監査はほとんど不可能である。監査意見は、財務情報のみに対して表明されるものである。

(開示すべき会計方針)

- (17) 問題は、会計方針の開示をより有用、簡潔かつ企業に特有なものとすることである。どの会計方針を開示すべきかという点は、重要な論点ではない。開示原則 DP におけるカテゴリー3の会計方針に焦点を当てるべきである。
- (18) 利用者が IFRS 基準を詳しく調べることを期待するのは合理的ではないため、すべての重要な会計方針を開示することを要求する IAS 第1号を変えることにつながる提案は支持しない。IASB は、この領域については十分な作業を実施しており、これ以上の作業を行う必要はない。
- (19) 重要性に関する IASB の成果物は役に立つが、主要な問題は、膨大な会計方針の開示であり、企業固有の開示になっていないことである。「企業固有の開示」の意味について、直ちにガイダンスを公表すべきである。また、財務諸表が他の文書に組み込まれることが多い点も考慮すべきである。例えば、目論見書などに財務諸表が組み込まれる場合、法令で要求される会計方針の開示を満たす必要があるため、特定の会計方針を省略することを強制すべきではない。
- (20) 本論点については、会計基準が必要なのか、会計基準の適用についての継続的な努力及び教育が必要なのかが明らかではない。また、相互参照との関係もある。
- (21) 会計方針の開示に対して重要性を適用することについては、依然として判断が必要なため、追加的なガイダンスが必要かどうか定かではないという意見と、開示すべき会計方針を決める際に重要性が適用されるため、重要性に関する実務記述書にこの事例を含めるべきであるという意見にメンバーの見解が分かれていた。
- (22) 重要性に関する IASB の成果物は有用である。これは、IASB が、会計方針の開示にお

いて重要性を適用するための追加的なガイダンスを開発するうえでも役立つものである。また、企業特有の開示が重要である。現状、会計方針の開示はほとんど同じであり、多くの利用者が不満を持っている。

IV. コモディティ・ローン及び関連する取引

議題の概要

23. 2017年3月に、IFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）はコモディティ・ローン取引という特定のコモディティ取引に関するアジェンダ決定を公表し、この取引が、既存のどのIFRS基準の範囲にも明確に含まれない可能性があることを指摘した。
24. 関係者からのフィードバックを検討する過程で、IFRS-ICは既存のどのIFRS基準の範囲にも明確に含まれない可能性がある他のコモディティ取引を識別した⁴。一部のIFRS-ICメンバーは、この問題はコモディティに限られたものではなく、いわゆる仮想通貨も含まれると指摘した。
25. 今後、これらの取引に対してIASBとして基準設定等の対応を行うかどうかを検討することとされており、IASBスタッフは、これまでに挙げられた取引を整理すると、検討の対象となる取引は、次のいずれかの特徴（又はその両方）を有するとしている。

(1) 投資目的で資産を保有する取引

投資することが企業の事業モデルの中核的な要素とならない場合であっても、企業はコモディティ、仮想通貨、排出権等に投資することがある。

(2) 流動性が高い資産を現金のように使用する取引

流動性が高い資産が、現金と同じように使用されることがあるが、当該資産が金融商品でない場合には、現金の場合と異なり IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）の対象とはならない。

26. 今回のASAF会議では、仮に基準開発を行う場合に考えられる会計基準開発活動として、次の3つの案がIASBスタッフから提案されている。

(1) 投資に関する基準の開発

投資に関する新たな会計基準を開発し、当該基準の対象となる資産について、純損益を通じて公正価値で測定する。

(2) 既存の基準をベースとしたプロジェクト

⁴ 例えば、コモディティ・ブローカー/トレーダー以外の企業によるコモディティへの投機的な投資や、レポ取引に類似した取引（あるコモディティをスポット市場で購入（売却）すると同時に、同じ取引相手と同一のコモディティを将来の時点で売却（購入）する先渡取引を行う。）をはじめとして多様な取引が挙げられた。

流動性の高い資産を現金のように使用する取引が IFRS 第 9 号の範囲に含まれるよう、IFRS 第 9 号を修正する。

- (3) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(以下「IAS 第 8 号」という。)に関するプロジェクト

企業が IAS 第 8 号を使用し、適用すべき IFRS 基準が存在しない取引について、企業が会計方針を策定することを支援する。

(ASAF メンバーへの質問事項)

27. 今回の ASAF 会議における、コモディティ・ローン及び関連する取引に関する質問は次のとおりである。

- (1) 各メンバーの法域において、次のような企業は存在しているか。存在する場合、どの程度の広がりがあるか。
- ・投資目的でコモディティ、仮想通貨、美術品等の資産を保有している。
 - ・それらの項目を、現金のように使用している。

- (2) これらの取引に関する会計処理について、ばらつきが生じているか。

- (3) 各メンバーの法域において、IASB スタッフが紹介したような取引に対処するための何らかの活動を行っているか。

28. また、基準開発活動に関する質問は次のとおりである。

- (4) IASB スタッフにより示された、IASB が採り得る基準開発に関する初期的見解に対して、コメントがあるか。

- (5) IASB スタッフにより示された、可能性のある基準開発活動に関して、今後より詳細に検討すべきと思われるもの、又は検討を止めるべきと思われるものはあるか。

(ASBJ によるプレゼンテーション)

29. 今回の ASAF 会議では、ASBJ より、2018 年 3 月に公表した実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の概要等を紹介するプレゼンテーションを行った。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

30. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(コモディティ・ローン及び関連する取引に関して（本資料第 27 項。ASAF メンバーへの質問事項(1)から(3)）)

- (1) 仮想通貨への対応として、本資料第 29 項に記載のとおり、日本基準における取扱い等について説明を行った。

(基準開発活動に関して（本資料第 28 項。ASAF メンバーへの質問事項(4)及び(5)）)

- (2) 本件については、多様な幅広い取引を一括りにし過ぎている懸念があり、実際に対処すべき範囲については細分化して整理する必要があるかもしれない。一方で、IASB が取引の特徴と取引の目的に焦点を当てるアプローチについては、支持したいと考えている。対処の方法として新基準を開発するのか、既存の基準を修正するのかは、対処すべき範囲と会計処理の方向性が定まった後に検討すべきと考える。
- (3) IAS 第 8 号のプロジェクトについては、そもそも企業が自ら会計方針を策定する際に、どの程度類似した取引について IFRS を類推適用しなければならないのかが、必ずしも明らかではないとの意見が聞かれた。本件の取引に限らず、IAS 第 8 号の包括的な見直しの文脈で、会計方針を企業自ら策定する際の IFRS 基準の類推適用の取扱いの検討を行うことは有用かもしれないが、そのような対応を行う場合には、プロジェクトの完了までに非常に長い時間を要することとなる。

31. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(コモディティ・ローン及び関連する取引に関して（本資料第 27 項。ASAF メンバーへの質問事項(1)から(3)）)

- (1) 我々の法域では、コモディティ・ローン及び関連する取引はよくみられる。特にイニシャル・コイン・オファリング（以下「ICO」という。）については、規制当局が 2017 年 8 月に、ICO が有価証券の発行を意図したものであるか否かに関わらず、既存の有価証券に関する規制内容に抵触する可能性があるとの注意喚起を行っている。また、仮想通貨に関する会計処理については、ばらつきが見られる。我々の法域では、今年の 1 月から本論点の議論を開始し、その内容は一般に公開している。仮想通貨に関する取引は増加しており、IASB がまずは短期間で既存の会計基準との関係について何らかの考え方を示し、それから長期的な対応を図ることが有用であると考えられる。

- (2) 我々の法域では、コモディティ・ローン及び関連する取引はよくみられる。仮想通貨の取引については、現在は低調であるが、取引は増加しており、会計基準の開発に関

する要望が大きくなっている。排出権についても活発な取引市場が存在している。

- (3) 仮想通貨は、未開拓の分野であるが、対処が必要になってきている。我々の法域では、昨年末からワーキンググループによる議論を開始しているが、仮想通貨の性質について十分把握できている訳ではないため、慎重な対処が必要だと考えている。ASBJは、仮想通貨交換業者の視点からアプローチしているが、ICOに関連する取引をどのように会計処理するかに関してはより不透明さがあり、我々は発行者の視点からのアプローチが必要だと考えた。我々は、ICOを分類することから始めていた。トークンの価格変動が大きいこともあり、収益の認識と測定については慎重に対処する必要があると考えている。
- (4) FASBは、何か月も前にビットコインに関する会計処理の明確化に関する要望を受けており、スタッフは米国市場における影響を調査している。現在判明していることは、公開企業がビットコインやその他の仮想通貨をそれほど保有していないということであった。ヘッジファンドや投資会社の中には、それらを投資目的で保有するものがあり、米国会計基準では、それらの企業は公正価値で会計処理をすることとされている。コモディティは、多くの公開企業が保有し、その保有目的に応じて会計処理は異なる。排出権については、一部の州にのみ取引スキームがあるだけで、連邦の制度ではないため、米国において重要性はない。仮想通貨は会計処理にばらつきがあるかもしれないが、重要性はない。米国証券取引委員会(SEC)はかなり積極的に仮想通貨に 対処しており、ICOが有価証券の発行に該当するか否かを明確に公表している。我々は、スタッフのリサーチ結果を受け、本論点を基準開発のアジェンダに追加するか否かを審議することにしている。
- (5) コモディティ・ローンは我々の法域で広く見られる。仮想通貨の取引は増加しているが、実際に保有している主体の多くは、企業というよりも個人である。会計処理は、その保有目的に応じて、また法域によっても取扱いが異なる。あるメンバーは、活発な市場があるのであれば公正価値で評価することが適切であると表明しているが、その他のメンバーはIASBの基準開発を待っている。
- (6) 我々の法域で最も見られるコモディティ取引は、金地金の賃貸借取引であり、その会計処理には、ばらつきがある。仮想通貨については、我々の法域では現在、ICOは違法な資金調達行為とみなされて禁止されており、取引所も閉鎖されている。中央銀行は、仮想通貨をその性質から金融資産であると考えている。我々の法域ではこのような状況であるが、仮想通貨は世界中で爆発的な増加を見せており、G20の議題にも上がっているため、IASBがこの分野に対処することは有用と考える。
- (7) 我々は、これまでのところ仮想通貨にはほとんど対処していない。仮想通貨は、2017

年の終わりから数か月で時価総額が3分の1にまで下落しており、まずは規制当局がどのように市場を機能させるのかについて対処すべきであり、会計処理に関する問題はその次に対処することと考えている。

- (8) 仮想通貨については、高い関心があるにも関わらず、現在はそれほど重要な問題とはなっていないが、リスクや規制当局からの関心を踏まえると、IASB が取り組む上で興味深い論点である。IFRS-IC は最近、将来の潜在的なリサーチ・プロジェクトを公表したが、仮想通貨が我々の取り組むべき活動の一つであるかどうかは確信がない。しかし、その公表に対するフィードバックにより、取り組むべき課題の優先順位がより明確になるものと考える。
- (9) 我々の法域では、仮想通貨に対する投資は個人によるものであり、企業は投資を行っていない。企業が積極的でない理由は、課税上の取扱いが明確でなく、規制当局が好ましくないと受け止めている取引は避けたいという理由があるのではないかと考えている。
- (10) コモディティ・ローン及び関連する取引について、すでに会計処理にばらつきが生じており、我々は本論点について対処する必要があるかどうか、IFRS-IC を使うべきか否かを考えなければならない。(IASB Lloyd 副議長)

(基準開発活動に関して (本資料第 28 項。ASAF メンバーへの質問事項(4) 及び(5)))

- (11) IAS 第 8 号のプロジェクトについては、会計方針を策定する際の基準のヒエラルキーの整理ができるのであれば、それは改善につながるかもしれないが、今 IASB がなすべきことなのかどうかについては慎重に検討する必要があると考えられる。
- (12) IAS 第 8 号のアプローチについては、それに関連して、IAS 第 38 号「無形資産」(以下「IAS 第 38 号」という。) の修正を行い、特定の取引を IAS 第 38 号から除外するのであれば、除外した取引に対して会計基準の定めを設けるべきである。特定の取引について規範的な基準の範囲から除外しつつ、それらの取引に対して何ら規範的な基準を定めない対応は適切ではないと考えられる。
- (13) IAS 第 8 号のプロジェクトについては、例えば外形的に無形資産に該当するが無形資産としての会計処理が適切でないと考えられる資産があるというように、基準の類推適用が上手く機能しない状況を解消したいのであれば、適切な対応ではない。教育文書等の規範性のないもので会計基準を乗り越えることはできないため、企業や監査人に対するガイダンスになり得ないと考える。
- (14) 現段階では新基準を新たに開発するほどのトピックとは思えず、既存の基準の修正

プロジェクトを支持する。IAS 第 8 号のプロジェクトは支持できない。例えば、短期的な対応としては、現在、仮想通貨は IAS 第 38 号又は IAS 第 2 号「棚卸資産」(以下「IAS 第 2 号」という。) が類推適用されることが多いと認識しており、無形資産の受け皿の基準となっている IAS 第 38 号の範囲から仮想通貨を除外することで、企業が自主的に会計方針を策定することが円滑に行うことができる可能性があると考えている。

- (15) 現段階で基準開発について語るのは難しいと考えており、どのような取引に対処したいのかをまずは明確にすべきと考える。投資取引に対処したいのか、コモディティ取引に対処したいのか、仮想通貨に対処したいのか、仮想通貨であればそれを保有する取引だけで良いのか等について、マイニングや ICO といった問題もあり、より明確にすべきと考える。

参加者のその他の発言

32. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(基準開発活動に関して (本資料第 28 項。ASAF メンバーへの質問事項(4)及び(5)))

(1) 今回示された初期的見解、特に投資に関する新基準の開発については、当初の IFRS-IC の議論への対処からは大きく乖離した基準設定活動を感じており、仮にそのような対応を行うのであれば、通常のアジェンダ協議のプロセスを経て対応要否を検討すべきと考える。また、仮に投資に関する会計基準を検討するのであれば、会計処理の帰結が異なることも想定されるため、投資とトレーディングを明確に分けて検討すべきと考える。

(2) 仮想通貨の取引の急激な広がりを踏まえると、緊急の要請があるのであれば、アジェンダ協議に関わらず、IASB として当該取引への対処を行うべきかどうか検討することに賛成である。

⇒アジェンダ協議は尊重すべきものであるが、一方で、IASB はその途中段階において意思決定を行うこともできる。重要なのは公平性であって、現在のパイプラインにある他のプロジェクトとの間の相対的な優先順位を適切に評価することである。(IASB Lloyd 副議長)

(3) 今回示されたアプローチについては、まず投資の定義が重要で、長期目的の投資を想定しているのか、トレーディング取引を想定しているのか明らかにする必要がある。新基準の開発と既存の基準の修正のいずれの方法が、対処が容易なものとなるかの問

題に過ぎないと考える。

IAS 第 2 号のコモディティ・トレーダー/ブローカーの要件の見直しは、トレーダー/ブローカーの投資対象に活発な市場が存在しない状況において、不適切な結果をもたらすかもしれない。

特定のコモディティ取引は既に普及しており、仮想通貨取引も急速に拡大している。一方、基準開発活動には時間を要するケースが多いため、その点も考慮に入れる必要がある。

- (4) 取引の特徴と取引の目的に焦点を当てるアプローチは、時に相反するため、仮想通貨のように明らかに取引の目的が明確なものへの対処であれば現状の整理で問題ないのかもしれないが、コモディティにまで議論を広げるのであれば、取引の特徴か又は取引の目的か、いずれか一方の選択を迫られることになるかもしれない。
- (5) 仮想通貨とコモディティは性質が異なるため分けて考えるべきである。また、今回示されたアプローチについては、コモディティ取引の様々な側面を考えると、投資に関する基準を新たに設けるアプローチと、既存の基準をベースとしたプロジェクトとするアプローチを並行して検討する必要があると考える。

V. 会計方針及び会計上の見積り（IAS 第 8 号の修正）

議題の概要

33. IASB は 2017 年 9 月 12 日に公開草案「会計方針及び会計上の見積り」(IAS 第 8 号の修正案) (コメント期限 : 2018 年 1 月 15 日) (以下「本公開草案」という。) を公表し、企業が会計方針と会計上の見積りを区別することを容易にするため、主に次の提案を行った。
- (1) 会計方針と会計上の見積りがお互いにどのように関係しているかを次の 2 点によって明確化する。
- ① 会計上の見積りは会計方針を適用する際に使用されることを説明する。
- ② 会計方針の定義をより明瞭かつ簡潔にする。
- (2) 財務諸表上の項目が正確に測定できない場合に使用する見積技法又は評価技法を選択することは、会計上の見積りを行うことになる。
- (3) IAS 第 2 号の適用において、個別性に乏しい棚卸資産について、先入先出法(FIFO)又は加重平均法を選択することは、会計方針の選択となる。
34. 現在、IASB は公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討している。公開草案に対して、多くのコメント提出者から、会計方針と会計上の見積りの区別をより明確化するため、設例の追加を求めるコメントが寄せられた。
35. IASB スタッフは、会計方針に関する設例を追加する場合の可能性のある一つの方法として、特定の状況に関する具体的な回答を示すのではなく、会計方針を会計上の見積りと区別するための思考プロセスを説明する例を示すことを検討しており、今回の ASAF 会議において、棚卸資産の原価を決定するための製造間接費の配賦の基礎が、会計上の見積りに該当することを説明する設例が提示された。
36. 今回の ASAF 会議では、以下に関するコメントが求められている。
- (1) IASB スタッフが作成した設例（案）に関するアプローチ及び設例自体の内容
- (2) プロジェクトの今後の進め方に関連して、IAS 第 8 号の修正として設例を提示することが可能と考えるか、また仮に設例を追加する場合にどのような形式が良いと考えるか

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

37. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(設例に関するコメント)

- (1) 多くの関係者が設例の追加を求めていることから、関係者にとって、基準本文に示された原則が必ずしも明確とはなっていないものと考えている。なお、設例は例示に過ぎないため、我々は、基準本文におけるガイダンスの充実によって IASB が対応を行うべきと考えており、本件については、ルールベースの対応が適していると考えている。
- (2) 本公開草案では、棚卸資産の原価算定方式の選択が会計方針の選択に該当することの明確化がなされており、過去に議論の対象となった論点についても同様に基準本文での明確化を行うことにより、関係者の理解が進むと考えている。

38. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

39. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(設例に関するコメント)

- (1) 会計方針と会計上の見積りの区別は企業固有の特定の状況に依拠するため、設例の提供は困難と考える意見と、IASB はこれまででも特定の状況下における設例を提供してきたことから設例の提供は可能と考える意見が聞かれた。また、今後のステップとして、本プロジェクトを狭い範囲の基準修正としてこのまま終わりにするのか、概念フレームワークにおける不確実性との関係も含めて包括的に IAS 第 8 号を見直すべきかについて検討すべきとの意見もあった。
- (2) 設例を追加することが有用との声が、我々の周辺では多く聞かれた。今回提示された設例については、全体のプロセスの理解に役立つという意見とそうでもないという意見の双方の意見が聞かれた。

さらに、追加のコメントとしては、IAS 第 1 号の表示の継続性において、表示の変更の要件として IAS 第 8 号の会計方針の変更の要件を参照していることを踏まえると、提案された定義で「基礎」という用語を「測定基礎」に置き換えたことが、前述の IAS 第 1 号の取扱いと不整合を生じないかという点を懸念している。

- (3) 会計方針と会計上の見積りの区別が明確ではないという意見は依然として聞かれており、その区別の明確化につながるテーマの設例を作成することは必要と考える。会計方針と会計上の見積りの区別については、過去にも ESMA (欧州証券市場監督局)

から要望書が提出されているため、そこで取り上げられた論点に対応する設例を作るのが良いのではないか。

⇒IFRS 基準でカバーされている領域の設例は有用性に欠けるため、より有用な設例を作ることを考えた場合、IFRS 基準でカバーされていない領域を扱う必要がある。しかしながら、そのような領域を扱う場合には、どうしても個々の事例に固有の状況を扱わなければならず、設例として標準化するのが困難となる。IAS 第 19 号「従業員給付」の割引率についても、基準に書かれている特定の事実に大きく依存するため、一般化するのに適した例示にはならないのではないかと考えている。(IASB スタッフ)

⇒例えば、設例にバリエーションを取り入れることで一定の対応は可能ではないか。今回示されたような基礎的な状況の設例に加え、特定の状況を変化させた設例を追加して固有の状況を扱っていくといった対応が考えられるのではないか。

⇒問題の本質は、概念上の問題よりも、基準の性質として関係者が区別に関する疑問を生じやすいという点にあると考えている。実務上の問題として取り扱うのであれば、関係者からの疑問に対して順次答えていくという対応もあるが、これは基準に関する問題であって、IASB は原則主義の基準を保持したいと考えている。(IASB 理事)

- (4) 今回の公開草案は、依然として不明瞭な部分があるものの、会計方針と会計上の見積りの区別について一定程度役立つものと考えており、思考プロセスを示す設例の追加は不明瞭な部分を狭めるのに役に立つかもしれないと考えている。一部のメンバーからは、会計方針と会計上の見積りをリストで提示することを好む意見も示されたが、原則主義のアプローチとは相容れないように考えられる。

設例に対する個別コメントとしては、公開草案の定義に当てはめて、会計方針と会計上の見積りの説明を行った方が、関係者が定義への当てはめを検討するのに役立つのではないかと考える。

- (5) 多くの関係者は原則主義ではなくルールベースになる危惧から、設例の追加に否定的な見解をもっている。一方で、今回提示された設例は、特段解釈上の問題を生じさせるものとはなっておらず、関係者にとって有用なものとなり得るのかどうかについても、確信を持つことができない。

今回の公開草案の提案内容自体は、会計方針と会計上の見積りの区別に役立つものであると考えている。一方、IAS 第 8 号については、本件以外についても修正の議論がなされているところであり、最終化の時期を揃えた方が良いのかどうかは検討

の余地があると考える。

⇒基準の最終化の方法については今後検討する。本件については、技術的な問題もさることながら、プロセスも含めて議論することに価値があると考え、今回の ASAF 会議の議題として設定している。(IASB スタッフ)

- (6) 問題を過度に複雑に捉え過ぎず、単純に考えることが重要と考える。IASB が自明と考えることについても、関係者にとっては自明では無いこともある。例えば割引率の変更についても、2015 年頃、実際に多数の質問が寄せられていたため、それが会計方針の変更に該当するか又は会計上の見積りの変更に該当するかについて議論したという経緯がある。
- (7) 特定の状況に関する制限や仮定を適切に設定できるのであれば、固有の状況を扱った設例の方が人々にとって有用と考えるが、それが難しい場合には、思考プロセスを示す設例も止むを得ないと考える。

(公開草案全般に関するコメント)

- (8) 検討すべき事項の一つとして、「実務」という用語を会計方針の定義において保持したことが挙げられると考える。通常の文脈でいえば、「実務」という用語は財務諸表を作成する際に関係する全ての事柄が含まれ得る用語だと考える。

会計方針の定義から「実務」という用語を取り除くと、会計方針の範囲が狭くなりすぎる可能性があると説明されているが、当該用語を残すことで、IASB がどの範囲のものを会計方針として考えているのか、また当該用語を削除すると、どのように会計方針の範囲が狭くなるのかが明らかにされていないと考える。

⇒企業が財務諸表を作成する上で、継続的に採用する方針、例えば同種の資産に対する支出に関する修繕費と資本的支出の線引きのように、会計上の見積りには該当しないが、原則とも言えない方針を指すものが会計方針に該当することを示すために、原則以外の何らかの用語が必要であり、「実務」という用語を使用している。(IASB Lloyd 副議長)

- (9) 公開草案に対するコメントの要約を見る限り、公開草案の提案は概ね支持を得ているように思えるが、今後の進め方について何を懸念しているのかが理解しかねる。

⇒公開草案に同意するとしつつも、追加の質問やコメントが多く寄せられており、コメント提出者がどの程度、公開草案の提案を支持しているのかが不明確であり、本日のような議論の場を設けて実際の感触を確かめたいと考えていた。(IASB スタッフ)

- (10) 例えば資本的支出の閾値や、カットオフの時点をどう設定するかなど、細かい実務や慣習まで含めると基準では表しきれないものは多くあると考えており、そのすべてを捉えきることは難しいと考える。
- (11) 少なくとも今回の公開草案では、従来から議論があった棚卸資産の原価算定方式の選択と、公正価値評価技法の変更についての明確化が図られており、追加的な対応を行うか否かに問わらず、意義のある修正だと感じている。

VI. オーストラリアにおける株式投資家にとっての財務報告の有用性

議題の概要

40. オーストラリアの学術調査「オーストラリアの株式投資家にとって、財務報告はいまだに有用か？」を題材とした、AASBによるプレゼンテーションが行われた。
41. 本学術調査の目的は、次の 2 点であるとされている。
- (1) オーストラリアにおける株式評価に対する財務報告の目的適合性について証拠を提供すること
 - (2) (1)に記載した目的適合性が、過去から変化しているのかどうかについて証拠を提供すること
42. 調査方法は、次の 2 つを組み合わせた方法とされている。
- (1) 株価と会計数値の関連性を調べて時系列の価値関連性のトレンドを調査する方法（1992 年から 2015 年までの 29,838 の財務諸表をサンプルとする。）
 - (2) 機関投資家 7 名、規制当局 5 名及び作成者 5 名の計 17 名にインタビューを実施する方法（7 種類の質問を行い、平均 28 分で実施した。文字起こしは 69,000 語で 107 ページにわたった。）
43. 当該調査結果の結論は、次のようにまとめられている。
- (1) オーストラリアにおいては、財務報告は株式投資家にとっていまだに有用な情報ツールであるという証拠が得られた。
 - (2) 財務報告は必須であるが、十分でなく、非 GAAP 情報が投資家の意思決定に目的適合性がある。
 - ① 非 GAAP 情報は、法定財務情報と補完的関係にある。
 - ② IASB の追加的小計を財務業績計算書に導入すべきかどうかについての議論は、興味深い。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

44. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本調査結果について、関係各位の努力に感謝する。我々は、特に、包括利益ではなく税引後純利益の有用性が、証拠をもって示されたことに注目すべきと考えてい

る。IASB は、財務諸表の中で提供される情報の改善に焦点を当てるべきであり、非 GAAP 情報や財務諸表の外での情報の提供に関するガイダンスを開発するのではなく、財務報告に係る基準開発にリソースをかけるべきであると考えている。

45. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) インタビューの対象者は、業界特有の指標に価値があると考えていた。非 GAAP 情報は透明性がないことから、規制を求めていた。

また、EBITDA と包括利益については、データが相関関係を表しているのみであり、因果関係を表しているとは限らないことに留意すべきである。(発表者)

⇒IASB は EBIT を定義するために多大な労力を費やしている。EBIT を定義することが非常に困難であると理解しているが、原則主義的な解決策を探している。今後 IASB が公表する予定の協議文書において示される定義と、オーストラリアの定義とが異なるかどうかを共有して欲しい。(IASB Hoogervorst 議長)

参加者のその他の発言

46. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) なぜ米国の Baruch Lev 教授（”The End of Accounting” の著者）と異なる結果になったと考えるか。(IASB Hoogervorst 議長)

⇒米国では四半期報告が強制されているため、年次報告による驚きが少ないと考えられる。一方、オーストラリアでは四半期報告が強制されていないため、年次報告が驚きをもって受け入れられる傾向にある。したがって、米国の財務報告については、財務報告の有用性のみならず報告の頻度による影響も大きいと考えている。今回のインタビューを通じて、会計数値の限界は認識しているものの、分析の起点として信頼できるものと受け止められていることを確認した。一方、経営者から得られる情報にはバイアスが含まれているため、懐疑的に受け止められていることを確認した。(発表者)

- (2) (業種別に実施された純利益と株主資本の株価への関連性に関する調査結果を踏まえ、) 情報通信産業において関連性が著しく増加しているという結果について、個人的には反対の結果になるとを考えていた。(IASB スタッフ)

⇒企業買収が関係していると考える。情報通信産業において行われた企業買収により、より多くの資産が財政状態計算書に計上されることになったと考えられる。(発表者)

- (3) 米国の教授は、より株価の値動きに焦点を当てた分析を行っていたと考えられる。財

務諸表利用者としての経験から、財務諸表が相互に関係し合うことが重要であるという点について、共感できる。一方で、キャッシュ・フロー計算書の目的適合性が、個人的な予想より劣る理由について考えてみた。投資家としての経験に鑑みると、営業活動によるキャッシュ・フローから設備投資を除いた指標を使用しており、純粋な営業活動によるキャッシュ・フローよりも目的適合性が高いと考えられるかもしれない。(IASB 理事)

⇒今回のインタビューを通じて、財務諸表利用者の分析において、キャッシュ・フロー情報が主要な要因とされておらず、統合された財務諸表全体が要因とされていることが判明した。財務諸表利用者はキャッシュ・フローに興味があるものの、規制当局が考えているほどキャッシュ・フロー計算書から情報を得ているわけではない。(発表者)

- (4) 銀行及び保険会社は今回の調査の対象か。また、その他の包括利益（以下「OCI」という。）は比較的新しい概念である一方、今回の調査結果は古くからの情報に遡って調査の対象としているようだが、EBIT や EBITDA は OCI の影響を受けていないという理解で良いか。

⇒銀行及び保険会社の両方を調査の対象に含めている。データに違いがあれば比較可能性を失うことになるので、過去に遡って入手可能なデータで分析を行わなければならぬ。非 GAAP 指標について分析を行ったかったが、多様性がありすぎるため、その代用として EBIT や EBITDA といった指標を使用して調査を行った。(発表者)

- (5) 最近、我々の法域の学者が類似の調査を行ったため、その結果を三点共有したい。1つ目に、一般的に年次の財務報告は、我々の法域の株式投資家による投資判断に目的適合的なものであることが確認された。2つ目に、株式投資家にとっての財務情報の有用性は 1990 年から現在にかけて向上している。上場企業の損益計算書及び営業活動によるキャッシュ・フローは両者ともに意思決定に目的適合的であるが、損益計算書の方がより目的適合的であるとされた。最後に、非財務情報についてであるが、現在、例えば将来予測情報のような情報が MD&A で提供されている。これらの情報については、以前は投資家の意思決定に目的適合性はなかったものの、投資家の能力及び非財務情報の質が向上するにつれ、目的適合性が向上している。

VII. のれん及び減損

47. 今回の ASAF 会議では、のれん及び減損に関する以下の点について議論がなされた。

- IASB ボード会議における暫定決定
- ヘッドルーム・アプローチを用いたのれんの減損テストの有効性の改善
- 企業結合で取得した識別可能無形資産の認識

IASB ボード会議における暫定決定

(議題の概要)

48. 今回の ASAF 会議では、これまでの IASB ボード会議における次の暫定合意の内容が紹介され、ASAF メンバーのコメント又はフィードバックが求められた。

- (1) ヘッドルーム・アプローチを用いたのれんの減損テストの有効性の改善
- (2) 使用価値の計算の簡素化
- (3) 開示要求の追加
- (4) のれんの償却の再導入を検討しないこと
- (5) 企業結合で取得した識別可能無形資産の認識

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

49. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) ASBJ は、2017 年 12 月の IASB ボード会議において、のれんの償却の再導入が、IASB ボードによって再検討されないことが暫定決定されたことを残念に思っている。

IASB Update には明示されていないが、のれんの償却は IASB ボードの選好するアプローチではないものの、今後の公表文書では、償却について言及されることを IASB ボードが確認したことを強調したい。また、今後の公表文書は、公開草案ではなく、ディスカッション・ペーパーであるべきだと考える。

ASBJ は、過去に実施したリサーチの結果や国際的な議論から、のれんの償却の再導入の検討を望む見解を有する関係者は、我々だけに限らないと理解している。それゆえ、今後の公表文書では、のれんの償却の再導入に対する見解についても国際的に広くフィードバックが得られるように、のれんの償却の再導入に対する見解を

個別の質問項目に含めるべきと考える。

50. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 堅牢性を損なうことなく簡素化を達成することはできないが、暫定決定された簡素化を検討することは支持する。開示の拡充については、より詳細な検討が行われることを強く望んでいる。例えば、経営者が見積りに使用したインプットに関する情報を提供することの方が、利用者自身が行う評価により役立つことも考えられる。のれんの償却に関する概念的な議論については、関係者から特に新たな情報は聞かれておらず、現状維持とすることに賛成する。
- (2) 使用価値の計算の簡素化に取り組むことに賛成する。開示の拡充については、過去の取得毎ののれんの内訳について、のれんや資金生成単位（以下「CGU」という。）が統合された場合にも追跡が可能であるのか懸念を有している。のれんの償却に関するコメントとして、IASB が、減損テストの改善による「シールディング効果」（本資料第 52 項参照）への対処を試みていることは理解しているが、この問題は、のれんを償却することによっても対処可能である。新たな概念的な議論がないとしても、のれんの償却の再導入は、IASB の中でも関係者の中でも論点として残っているものであり、検討されるべきである。
- (3) 使用価値の計算の簡素化について、特に割引率の問題は、使用価値の変動可能性や減損の認識のタイミングに重要な影響を与える要素であるため、特に着目すべきである。のれんの償却又は非償却は、メリットとデメリットが双方にあるため、いずれかを選ぶのが難しい。このような場合、制度が安定していることが重要であり、改善がもたらされることが確実でない限り、重要な変更を行うべきではない。したがって、今はのれんの償却を再導入する時ではないと考える。
- (4) EFRAG が 2017 年に公表したディスカッション・ペーパーに対するフィードバックでは、減損テストをより堅牢なものとするためのアイデアよりも、減損テストの簡素化の提案に対する関心の方がより高かった。簡素化の提案の中では、将来キャッシュ・フローの見積りに関する制限の撤廃については広く支持されていたが、税引前の割引率に関する提案は、税引後の割引率を使用する場合の税金キャッシュ・フローの取扱いなど、実務上の論点がどの程度考慮されるかによって、簡素化の効果の程度が異なることが指摘されている。
- (5) 簡素化することと堅牢にすることは、互いに両立しない。のれんに関するプロジェクトの目的の 1 つには、購入のれんをより早期にバランスシートから取り除くこと

が挙げられる。その目的を達成する方法が減損テストの改善だけではないことは明らかであり、のれんの償却も1つの方法として含まれる。新たな概念的な議論はないかもしれないが、コストなどの実務的な側面を含めて、償却モデルと非償却モデルを比較することも必要である。我々の法域では、のれんの非償却の導入後、のれんの減損テストは規制当局による重要な指摘事項の主要3項目に常に常に入っている。EFRAGの中での見解の統一には至っていないが、我々の法域だけに該当する状況ではないと理解している。

- (6) 回収可能価額の算定に関する議論の中で、使用価値は企業の主観的な測定値に過ぎず、適用に問題があることが指摘されることがあるが、実務では、公正価値と使用価値の違いを理解したうえで、それぞれの文脈に応じた測定がなされていると理解している。開示の拡充に関する提案の運用可能性を評価する際には、企業結合後に想定される事象にも留意する必要がある。経営者の交代やそれに伴う配置転換などによるCGUの見直しやのれんの再配分は、常に想定される事象である。のれんの償却は、概念的に正当化されることは考えていない。一方、コストと便益の視点を強調するのであれば、のれんの償却は、のれんの帳簿価額を減額させるための方法ではあると言える。
- (7) 使用価値の計算の簡素化については、反対する見解は聞かれていない。のれんの償却の再導入を検討しないとする暫定合意については、2つの法域が賛成し、3つの法域が反対している。反対している法域からは、次の公表文書において、IASBは、減損のみアプローチと償却及び減損アプローチのそれぞれについて、コストと便益の分析を含むメリットとデメリットに関するIASBの分析を含めたうえで、IASBの暫定合意に対するフィードバックを収集できるようにすべきとの見解が聞かれている。また、のれんの減損損失の認識が遅い問題を放置すべきではなく、現状維持は支持しないとする見解を表明した法域もあった。
- (8) 米国では、堅牢性を損なわずにのれんの減損テストを簡素化するための試みについて、定性的テストの導入、ステップ2の廃止、非公開企業に対するのれんの償却の再導入などを行った。のれんの償却については、企業結合の成否について、投資家がどのような情報をどの程度の期間にわたって必要とするのか、のれんの減損又は償却がどのような情報を提供するのかを考慮することが重要であると考える。投資家は、企業結合の成果に関する問題を認識した時点で評価に織り込み、株価も下落する。投資家が本当に必要としている情報は、彼らの評価の裏付けとなるような開示であるかもしれない。また、彼らはそのような情報を長期にわたって必要とするわけでもないだろう。

(9) 減損テストの改善については検討の途上であり、同じタイミングでのれんの償却の再導入の可能性についても検討すべきである。

ヘッドルーム・アプローチを用いたのれんの減損テストの有効性の改善

(議題の概要)

51. IASB スタッフより、のれんの減損テストの有効性の改善を目的とする提案として、ヘッドルーム・アプローチが紹介された。
52. ヘッドルーム・アプローチは、自己創設のれんのシールディング効果（回収可能価額が減少した場合でも、未認識のヘッドルーム（主に自己創設のれんで構成される）が当該減少額を吸収する限り、のれんの減損損失が覆い隠される効果）を除去することを主な目的としている。
53. ヘッドルーム・アプローチの基本的な仕組みは次のとおりである。
 - (1) 当期の減損テスト日（T1）の CGU のトータル・ヘッドルーム（THT₁）と、直前の減損テスト日（T0）の CGU のトータル・ヘッドルーム（THT₀）とを比較する。
 - (2) トータル・ヘッドルームが減少する場合（すなわち、THT₁ < THT₀）、THT₀ - THT₁ に相当する購入のれんの減損が生じたと推定する（当該推定が反証されない限り）。
 - (3) 企業が推定を反証する場合、トータル・ヘッドルームの減少の一部又は全部を購入のれんに帰属させるべきではない理由を開示しなければならない。
54. 今回の ASAF 会議における ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。
 - (1) ヘッドルーム・アプローチの適用において、企業に生じる可能性があるコストの性質及び程度を指摘してほしい。
 - (2) ヘッドルームの減少を帰属させるために使用した基礎の開示は、財務諸表利用者に有用な情報を提供すると考えるか。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

55. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) ASBJ は、ヘッドルーム・アプローチを適用するコストを強調する前に、次の理由から、ヘッドルーム・アプローチを支持できないと考えている。

- ① ヘッドルーム・アプローチでは、未認識のヘッドルームの価値が増加する範囲において購入のれんの価値の減少が覆い隠されるため、自己創設のれん等がのれんの減損を覆い隠す問題に限定的にしか対処していない。
- ② ヘッドルーム・アプローチでは、のれんの減損損失の金額と減損後の帳簿価額が経営者にとってどのように有用であるかを説明することが困難である。当該アプローチで認識される減損損失は、単に前回減損テスト日時点からのトータル・ヘッドルームの減少を表しているに過ぎず、減損後ののれんの帳簿価額は、単にトータル・ヘッドルームの減少を購入のれんの帳簿価額に帰属させただけに過ぎない。
- ③ ヘッドルーム・アプローチは、CGU レベルで企業の部分的な価値を企業に計算させ、CGU レベルの企業価値の増減額をのれんの減損損失を通じて財務諸表に反映させることを要求する手続といえる。この点で、CGU の回収可能価額の測定の目的を実質的に変更し、概念フレームワークに記載された一般目的財務報告の目的と矛盾する可能性が懸念される。

ヘッドルーム・アプローチを適用するためのコストに関しては、のれんの減損のリスクが合理的に低いと考えられる場合であっても、企業が回収可能価額を正確に計算することを要求している点で、作成者に重大な追加的なコストを生じさせることは明らかであると考える。

56. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) ヘッドルーム・アプローチを支持する見解は聞かれていない。支持しない理由は複数あるが、当該アプローチを適用した結果を説明することが困難であること、IAS 第 36 号「資産の減損」の基本的なアプローチの変更につながること、財務諸表利用者に提供される情報の改善に十分に貢献するとは考えられないことなどが挙げられている。
- (2) ヘッドルーム・アプローチによって生じた減損損失を市場に対してどのように説明すべきかについて、作成者から多くの懸念が聞かれている。自己創設のれんなどの未認識の要素の価値の下落をのれんと結びつける基本的な前提についても強い懸念がある。反証規定の適用は現実的ではなく、ヘッドルームの構成要素をトラッキングするためのコストも想定される。それゆえ、利用者の便益の面でも作成者のコストの面でも支持できない。

- (3) ヘッドルーム・アプローチは、構造が明確でなく適用も難しいという声が多く聞かれている。当該アプローチを適用した結果や、反証規定の適用についても説明が困難であり、これを支持する見解はほとんど聞かれていない。利用者が求めていることは、経営者が企業結合のために過剰に支払った金額をのれんの残高から除くことであり、当初の想定と比べて企業結合からのリターンを実際にどの程度獲得したかに関する情報であると考える。ヘッドルーム・アプローチは、これらのニーズを考慮することを放棄している。
- (4) コストに関しては、取得日を除けば著しいコストの増加ではないと言えるのかもしれないが、それは、企業結合や再編が複合的に行われることがない企業を想定する場合にのみ当てはまると考えられる。また、減損テストの改善の本来の目的は、「シールディング効果」の除去であり、そのためには CGU の価値を構成する要素の詳細な分析が必要となるはずであるが、ヘッドルーム・アプローチでは、のれんを含む CGU 全体の価値を捉えているため、目的と逆行している。
- (5) CGU の回収可能価額のより精緻な計算、CGU 内で企業結合や処分が複合的に行われる場合の複雑性など、コスト及び複雑性に関して他の参加者が示した懸念に同意する。反証規定について、我々の法域における議論では、ヘッドルームの減少額が最初に購入のれんの減損に帰属することとなることへの懸念から、ヘッドルームの減少額を比例配分できるよう反証を認める案を支持する関係者もいた。
- (6) 他の参加者より示された懸念は、我々の法域において聞かれている懸念と概ね整合している。概念的な側面からの懸念として、ヘッドルーム・アプローチは、未認識の項目を含む単位の測定値を使用して購入のれんを再測定するため、会計単位の変更を生じさせている。自己創設のれんや資産の含み益などの未認識の項目が、購入のれんの減損テストの観点から考慮されるためである。この点で、ヘッドルーム・アプローチには懸念があり、購入のれんの再測定の目的において、測定のための会計単位を変更する必要性に関する十分な理論的根拠を提供する必要がある。
- (7) ヘッドルーム・アプローチでは、新たに生成された自己創設のれんが購入のれんの減損を覆い隠す可能性が残っているため、「シールディング効果」が完全に取り除かれる訳ではない。また、CGU の回収可能価額が帳簿価額に対して余裕がある場合にも購入のれんの減損損失が認識されることは、直観に反するとの見解も聞かれている。企業が提供する開示は、自己評価の側面があり開示のレベルには差が生じ得るため、比較可能性の面から懸念がある。
- (8) 既存の CGU と取得した事業の統合は、企業結合の目的そのものであり、収益性の増加を構成要素に帰属させることは困難であり、恣意的にならざるを得ない。市場に対

して説明すべき重要な情報は、取得時に想定したシナジーが実現したかどうかであり、ヘッドルームの構成要素別の数値が必ずしも必要とは限らない。

- (9) ヘッドルーム・アプローチは、信頼性をもって測定できないために認識が禁止されている自己創設のれんを測定させ、購入のれんの減損テストにおいて使用されるインプットに含めている点で懸念がある。また、トータル・ヘッドルームの帰属やその開示の要求は複雑かつコストがかかるものであり、利用者にとって理解し難いと考えられる。

企業結合で取得した識別可能無形資産の認識

(議題の概要)

57. IASB スタッフより、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の適用後レビュー及びその後の議論から得られた、企業結合で取得した識別可能無形資産の認識に関するフィードバックが紹介された。また、当該フィードバックへの対応として IASB スタッフが検討している次の 4 つのアプローチ案が示された。

- (1) IFRS 第 3 号の要求事項を維持する。
- (2) IFRS 第 13 号「公正価値測定」と同様の開示要求を、企業結合で取得した無形資産に適用する。
- (3) 耐用年数が確定できない無形資産をのれんに含めることを認める。
- (4) 無形資産を減耗資産と有機的に置き換えられる (organically-replaced) 資産とに分離し、減耗資産のみをのれんと別個に認識することを要求する。

58. 今回の ASAF 会議における ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。

- (1) 企業結合において取得したすべての識別可能な無形資産を別個に認識することは、有用な情報を提供すると考えるか。そう考えない場合、それはなぜか。
- (2) ブランド及び顧客関係の価値の評価はコストがかかり、複雑であるというフィードバックに賛成するか。その他、価値の算定が難しい無形資産はあるか。
- (3) IASB スタッフが、IASB ボードの検討のために識別した前項のアプローチ案のそれぞれについて、コメント又はフィードバックはあるか。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

59. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 識別可能な無形資産の認識に関する我が国の作成者からのフィードバックは分かれており、複雑性とコストの観点から企業結合で取得した無形資産の認識に係るプロセスの簡素化を支持する見解がある一方、このようなプロセスは会計上の目的のみならず合理的な投資の意思決定の観点からも必要とされるものであることを指摘する見解もあった。また、IFRSに基づく既存の要求事項の変更を想定した3つの考えられるアプローチ案（本資料第57項(2)、(3)及び(4)のアプローチ案）については、いずれについても支持する見解を識別していない。

60. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 多くの作成者は、企業結合で取得された無形資産に配分された金額を現実的な数値と捉えていない。また、顧客関係から生じる便益が継続する期間に関する見積りは、非常に恣意的である。したがって、特許権のような法的に保護されている無形資産を除き、のれんに含めることを提案する。
- (2) のれんと区別して認識された識別可能無形資産が相対的な重要性を有する場合がある。すべての識別可能な無形資産の認識を要求するかわりに、例えば、法的に保護されている無形資産や、ビジネスを遂行していくために重要かつ多額の無形資産のみを無形資産として認識するために重要性の基準を追加する等の方法があるのではないか。
- (3) 無形資産を減耗資産と有機的に置き換えられる資産とに分離するアプローチ案（本資料第57項(4)参照）を除き、あまり意見が聞かれなかった。当該アプローチ案については、多くの関係者が減耗資産及び有機的に置き換えられる資産の用語の定義について混乱していたため、明確化が必要である。投資家からのインプットとしては、彼らの分析上、償却費はいずれにしても足し戻されるという意見や、無形資産の償却費は他の資産よりも目的適合性があるとの意見が聞かれている。
- (4) 顧客との契約のような、契約に基づく資産については、従来通りのれんと区別することを選好する意見がある。一方で、ブランドなどののれんと同様の性質を有する無形資産については見解が分かれていた。キャッシュ・フローに同じように貢献する複数の無形資産をまとめることによる簡素化もあり得るかもしれない。
- (5) 経営者は買収価格を支払うに足る無形資産の存在を把握している。それゆえ、問題は、会計処理の複雑性、透明性のある情報の提供に対する経営者の意欲の欠如、評価の複雑性から専門家の関与が不可欠であることなどにあるかもしれない。一方、昨年

の ASAF 会議で紹介したとおり、我々ののれん及び無形資産に関する開示の調査では、対象企業の多くが顧客関係、購入契約、競合禁止契約、ブランドなどの無形資産を個別に識別していた。企業結合によって何を取得したのか、当初の想定と実績との比較に関する開示を提供することも検討すべきと考える。

- (6) 我々の法域の関係者は、現在の IFRS 第 3 号の要求事項の維持（本資料第 57 項(1)参照）と開示要求の拡充（本資料第 57 項(2)参照）を支持している。
- (7) ブランドや顧客関係などの無形資産の評価が複雑でコストがかかる点に同意する。我々の法域では、大企業が顧客関係を購入し無形資産として認識した後、数年の中に顧客の大部分が去ってしまい巨額の減損損失が認識される例がある。それゆえ、顧客関係を無形資産として認識することには懸念があり、のれんに含める案を支持する。
- (8) 投資家の一部は、償却されない無形資産であり、かつ CGU レベルで減損テストが行われるものについて、のれんに含めることを選好している。なお、このような無形資産の一部については、商標権のように全社資産として減損テストが行われる場合があるため、CGU に配分されるのれんとの不整合が生じ得ることに留意が必要と考える。

VIII. 基本財務諸表

61. 今回の ASAF 会議では、基本財務諸表に関する以下の点について議論がなされた。

- これまでの暫定決定の金融機関への適用
- 行項目の集約及び分解表示に関するガイダンス

これまでの暫定決定の金融機関への適用

(議題の概要)

62. 今回の ASAF 会議では、基本財務諸表プロジェクトに関連して、これまでの IASB ボード会議における暫定決定の内容を金融機関へ適用することについて議論された。

63. これまでの IASB ボード会議では、単純化した金融機関以外の企業に焦点を当てて議論が行われてきた。一方、金融機関や投資サービスを提供するその他の企業などのより複雑な状況に対して、提案されているアプローチを適用する方法については、将来の IASB ボード会議において検討することとされていた。IASB スタッフが考える「金融機関」とは、次の企業をいうものとされている。

- (1) 銀行
- (2) 保険会社
- (3) 投資会社
- (4) 金融活動を行うコングロマリット

これまでの IASB ボード会議における暫定決定の分類

64. IASB スタッフは、これまでの IASB ボード会議における暫定決定を金融機関に適用するにあたって、当該暫定決定を以下の 3 つに分類している。

- (1) 金融機関に関して特別な定めを設けることなく、すべての企業に同じ原則を適用できるもの
- (2) 金融機関に関して特別な定めを設けることで、すべての企業に同じ原則を適用できるもの
- (3) 金融機関に対して異なる原則が必要となる可能性があるもの

金融機関に関して特別な定めを設けることなく、すべての企業に同じ原則を適用できる

もの

65. IASB スタッフは、金融機関に関して特別な定めを設けることなく、すべての企業に同じ原則を適用できるものとして、以下のものを挙げている。
- (1) 経営者業績指標 (Management Performance Measure; MPM) と調整後 EPS
 - (2) 財務業績計算書における関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示
 - (3) OCI に関する伝達方法の改善
 - (4) 財務業績計算書とキャッシュ・フロー計算書の営業セクションを整合させないと
 - (5) 関連会社及び共同支配企業に係るキャッシュ・フローの表示
 - (6) 分解に関する原則

金融機関に関して特別な定めを設けることで、すべての企業に同じ原則を適用できるもの

66. IASB スタッフは、金融機関に関して特別な定めを設けることで、すべての企業に同じ原則を適用できるものとして、以下のものを挙げている。
- (1) 利息及び配当金の分類の選択肢の削除
 - (2) キャッシュ・フロー計算書における間接法による調整の出発点
 - (3) 基本財務諸表のテンプレート
 - (4) 費用分析の性質別表示及び機能別表示

金融機関に対して異なる原則が必要となる可能性があるもの

67. IASB スタッフは、金融機関に対して異なる原則が必要となる可能性があるものとして、以下のものを挙げている。
- (1) 財務収益/費用及び財務・法人所得税前利益
 - (2) 投資から生じる収益/費用及び投資・財務・法人所得税前利益
- (ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)**
68. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 「金融機関」の定義が不明確であるが、コングロマリットは金融活動をどれくらい行なっていれば「金融機関」に含まれるか等、「金融機関」を定義することも難しいであろう。
- (2) 金融機関の中心的な活動は、財務活動と投資活動の組み合わせであるため、金融機関においては、EBITのような小計は利用者にとっても有用でなく、我が国の関係者からも、現行の財務諸表の表示で必要な情報は盛り込まれており、比較可能性を有しているため、大きな変更を行うべきではないという意見が聞かれている。

69. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) すべての事業に有用な小計を定義することは難しく、我々の法域でも銀行や保険会社の財務諸表は形式が異なっている。
- (2) 銀行は純利息マージンに焦点を当てており、EBIT や EBITDA は有用ではないと考えている。また、「金融機関」の定義に関しては、幅広い活動をしていることから、サブカテゴリーを設けて検討する必要があるかも知れない。
- (3) 限られたサンプルではあるが、我々の法域の銀行に対して調査を行ったところ、銀行によって小計の構成要素にかなりばらつきがあり、銀行や他の金融機関について小計を設けるという代替的アプローチには疑問がある。
- (4) 純利息マージンのように一般的に使用されているもの以外に、EBIT のような中間的な小計を設けることは有用であるかどうかわからない。また、「コングロマリット」を定義するのは困難であると考えられる。
- (5) 「金融機関」の定義については、投資会社や保険会社が入るのか、金融機能を有する製造業の会社が入るのか等、判断が難しく、一般的なアプローチがよいのか又は別のアプローチがよいのかは検討の必要があると考えられる。また、EBIT 等の小計は、金融機関にとっては有用ではないであろう。
- (6) 金融機関における営業活動と財務活動は、他の企業とは異なるため、業種ごとにそれらの性質について、議論すべきである。
- (7) IASB が提案している小計を金融機関に適用することは利用者に対して有用な情報を提供せず、また、財務活動と投資活動を区別することは難しいため、金融機関に適用することを支持しない。
- (8) 銀行では一般的に純利息マージンが使用されているが、中身を見ると銀行間で大

きく異なっており、比較は難しい。(IASB スタッフ)

(参加者のその他の発言)

70. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) ひな型を作成するのであれば、それが金融機関にとって有用なのか確認する必要がある。

行項目の集約及び分解表示に関するガイダンス

(議題の概要)

71. 今回の ASAF 会議では、基本財務諸表プロジェクトに関連して、行項目の集約及び分解表示に関するガイダンスについて、これまでの IASB ボード会議における議論及び暫定決定の内容を含む行項目の集約及び分解表示に関するすべての論点が議論の対象になったものの、特に次の点について ASAF メンバーの助言が求められた。

- (1) これまでの IASB ボード会議における議論及び暫定決定を踏まえた IASB スタッフによる提案等

- ① 費用分析における「機能別表示」又は「性質別表示」の選択及び当該費用分析手法を選択する際の判断基準：

2017 年 9 月の IASB ボード会議においては、費用分析手法に関する IAS 第 1 号第 99 項における「性質別表示」と「機能別表示」の選択肢を維持する旨及びこれらの費用分析手法のうち、いずれが利用者に最も有用な情報を提供するのかを決定する際に、企業が従うことのできる判断基準を開発する旨の暫定決定が行われている。これを受け IASB スタッフが提案している次に記載する判断基準について、いずれの費用分析手法が事業について最も有用な情報を提供するかを企業が判断するのに役立つと考えるか。

- (a) 収益性の主要なドライバーを表現する最善の方法

- (b) 経営者が取締役会又は主要な意思決定者に内部的に報告する方法と最も一致する方法

- (c) 同一の業種における実務

- (d) 利用者の選好を示す証拠

- (e) 機能別の要素への費用の配分が恣意的となる場合には、「性質別表示」が優先されるべきである。
- ② 「機能別表示」を行う場合における「性質別表示」に基づく追加的な情報の開示（IAS 第 1 号第 104 項の明確化）：
- 費用を機能別に表示する場合に、性質別の追加的な情報の開示を要求する現行の IAS 第 1 号第 104 項の定めは不明瞭であり、機能別の行項目のそれについて性質別の分解情報の提供を要求するように明確化すべきであるという IASB スタッフの見解に同意するか。
- (2) 集約及び分解表示の水準を改善するために考えられる IASB スタッフの追加の提案
- ① 集約又は分解表示をするうえで考慮すべき特徴の单一のリストへの統合：
- 集約又は分解表示をするうえで考慮すべき特徴の单一のリストを提供するというスタッフ提案に同意するか。
- ② 集約及び分解表示の基礎を示す原則：
- 集約及び分解の基礎を示す原則を追加するというスタッフ提案に同意するか。
- ③ 分解表示を促進するための定量的な閾値の開発：
- 次を定義することによって、分解表示を促進するための定量的な閾値を開発することについて、今後、IASB スタッフは提案すべきであると考えるか。提案すべきと考える場合、当該閾値の開発方法について提案はあるか。
- (a) 分子：閾値が適用される特定の項目（例えば、売上収益、賃貸収益及びサービス収益などの異なる収益の区分）
- (b) 分母：閾値を満たすかどうかを決定するための基礎となる行項目の合計又は小計（例えば、収益合計）
- (c) 閾値の限界値：ある区分の項目が別個の区分として報告を要求されない水準、比率又は金額の上限（例えば、ある収益の区分を別個の区分として報告することが要求されないのは、当該収益区分の収益合計に占める比率が 10%未満であること）
- ④ 財務情報の記載場所（基本財務諸表と注記のいずれか）を明確化する原則の

開発：

開示原則プロジェクトにおける基本財務諸表と注記の役割を基礎として財務情報の記載場所を明確化する原則を開発するというスタッフ提案に同意するか。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

72. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本資料の第 71 項(1)について、基礎的な費用分析として「機能別表示」を選択した場合にのみ、性質別の追加的な情報の提供を要求することは、企業が基礎的な費用分析として「機能別表示」を選択することを妨げることとなり、また企業の事業実態に関わらず、企業が基礎的な費用分析として「性質別表示」を選択する誘因になるものと考えられる。これを踏まえ、企業に対して、基礎的な分析として「機能別表示」又は「性質別表示」のいずれかを行うことを要求したうえで、追加的な情報の提供方法については、企業の裁量に委ねることを提案する。例えば、追加的な情報として、性質別の費用分析のほか、セグメント別の費用分析を提供することなどが考えられる。
- (2) 本資料の第 71 項(2)③の定量的な閾値の開発については、我が国における経験上、低いコストで過度な集約を防止する実効的な方策であると考えている。特に、IASB が「その他」の行項目への過度な集約を防止する定量的な閾値を開発することを提案する。例えば、我が国の証券規制当局は、販売費及び一般管理費の合計額の 10% 以下の金額は、「その他」に集約することができるとしている。10% という定量的な閾値には論理的な根拠は存在しないものの、利用者からは当該規制に基づく実務が機能しているとの肯定的な意見が聞かれている。

また、利用者からは、日本基準から IFRS 基準に移行した日本企業において、日本基準では表示されていた行項目が、IFRS 基準に準拠する財務諸表においては表示されなくなったとの意見が聞かれている。

73. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(財務業績計算書における費用分析方法)

- (1) 本資料の第 71 項(1)①に記載されている判断基準については、我々の法域では、「機能別表示」又は「性質別表示」のうち、いずれかの表示が最も有用な情報を提供す

るかについての「指標 (indicators)」として提供される場合には、有用であるとの意見が聞かれている。

本資料の第 71 項(1)②に記載されている IAS 第 1 号第 104 項の明確化に関する提案については、我々の法域では現行の IAS 第 1 号第 104 項は、性質別の一
部の項目の開示を要求するものであり、各機能別の行項目に対する性質別の分解情報の提供を要求するものとは理解されておらず、したがって当該提案は要求事項の明確化に留まらない IFRS 基準の修正を行うものであるとの意見が聞かれている。当該修正を行うことにより、企業側の作成コストが大幅に増大する可能性があることから、仮に当該提案に沿った検討を行う場合には、コストと便益の比較を含む詳細な分析を実施すべきである。

- (2) 本資料の第 71 項(1)①に記載されている判断基準の内容は、作成者がこれまで実務において考慮してきた内容に沿うものであり、実務に大きな違いを生じさせるものではないことから特段の問題はないものと考える。
- (3) 本資料の第 71 項(1)①に記載されている判断基準は、企業にとって役立つと考えるもの、機能別又は性質別の費用分析手法の選択については、重要な判断を伴うため、「判断基準」ではなく、基準に含まれる「指標」として提供すべきである。

本資料の第 71 項(1)②に記載されている IAS 第 1 号第 104 項の明確化については、各機能別の行項目に対して、性質別の分解を要求することによって、IAS 第 1 号第 104 項の要求事項が明確になるとされることから、IASB スタッフによる提案を支持する。

⇒IASB スタッフが提案する機能別又は性質別の費用分析手法の選択に関する判断基準が、企業に対していずれの費用分析手法を選択すべきかを導くものなのか、あるいは企業が判断基準を踏まえた任意の選択が可能なのかが明らかではないと考える。

⇒当該判断基準の目的は、前者（企業に対していずれの費用分析手法を選択すべきかを導くもの）であると考えている。（IASB スタッフ）

- (4) 現在、FASB においても、「機能別表示」の行項目に対する性質別の分解情報の提供に関する検討を行っている。当該検討に係る調査の結果、例えば棚卸資産が企業の会計システムに取り込まれた場合に、企業の会計システムでは棚卸資産に含まれる材料費などの性質別の情報が追跡されないため、性質別の情報が失われてしまうことがあるということが判明した。類似の事象は、グローバル企業における IT 部門が計上するような部門費用の計上においても発生している。FASB は、当該調

査結果を踏まえ、現実的なアプローチが採れないかどうかを検討している。

また、現在、FASB は、セグメント情報との統合についても検討を行っている。IASB と FASB は共通した論点に関する検討を行っているため、今後も開発の動向を共有していきたい。

(分解表示を促進するための定量的な閾値の開発)

- (5) 本資料の第 71 項(2)③に記載されている定量的な閾値の開発について、我々の法域の関係者は非常に強く反対していた。定量的な閾値の充足に基づき集約及び分解表示を要求することによって、企業による重要性の評価が妨げられるものと考える。また、実際に定量的な閾値を定義する際には困難が伴うものと考える。
- (6) コメントを寄せたほとんどすべてのメンバーは、定量的な閾値を開発することに同意していなかった。あるメンバーからは、重要性を判断するにあたり、定量的な閾値を画一的に適用することは適切でなく、分解表示の水準は企業固有のものであり、また企業の判断を伴うものであるため、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」を使用すべきであるとの意見が聞かれた。
- (7) 我々は、定量的な閾値の開発を支持しない。支持しない理由として、1 つ目は企業の重要性の判断を妨げること、2 つ目は定量的な閾値が IFRS の原則主義の考え方と整合しないこと、そして 3 つ目は IFRS を適用する企業が属する法域や業種が異なる中で単一の閾値を適用することが困難であることが挙げられる。
- (8) (7) と同様の理由から、定量的な閾値の導入を支持しない。一方、セグメント情報の分解表示に関しては定量的な閾値を導入することが必要であると考えられる。
- (9) 多くの ASAF メンバーが、定量的な閾値の導入について否定的な見解を有していることに驚きはない。定量的な閾値の開発に際して、分母、分子及び閾値の限界値を定義することは、困難な取組みであると考える。
- (10) 細則主義的なアプローチは選好しないが、簡単に定量的な閾値の開発の要否を検討しないと決定することには慎重であるべきかもしれない。現行の IFRS 基準では、目的適合性を重視する要求事項を設けているものの、ASBJ が発言した IFRS に移行した日本企業において、日本基準では表示されていた行項目が表示されなくなつたという事例や IASB スタッフがこれまでに実施した調査結果を踏まえると、企業による目的適合性の概念の適用が機能していない可能性がある。

仮に定量的な閾値を導入する場合には、必ずしも定量的な閾値を充足した場合に分解表示を強制する要求事項を設ける必要はなく、定量的な閾値を企業が重要

性を判断する際の何らかのガイダンスと位置づけることも考えられる。（IASB Lloyd 副議長）

⇒Lloyd 副議長の発言に同意する。また、ASBJ が発言した日本における状況は、興味深い。（IASB Hoogervorst 議長）

⇒Lloyd 副議長の発言は、意義深いものであると考える。我々は原則主義的なアプローチと細則主義的なアプローチのバランスを取る必要がある。

(参加者のその他の発言)

74. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 本資料の第 71 項(2)①②④に記載されている IASB スタッフによる提案については、我々の法域の関係者からはいずれも支持するとの意見が聞かれている。
- (2) プロジェクト全般について、行項目の集約及び分解表示に関するガイダンスの開発は、意義深いものであると考えている。集約及び分解表示に関する概念等が統合され、調和し、そして改善されることを期待する。また、集約及び分解表示に関するガイダンスが財務諸表全体を範囲にしていることを踏まえ、基本財務諸表や注記を含む財務諸表全体にわたって整理がなされるべきであると考える。
- (3) テクノロジーの進展に伴う財務報告に対する将来的な影響については、現在議論が行われている段階であることを踏まえ、本プロジェクトの提案を最終化する時期については慎重な見極めが必要である。

IX. IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」のレビュー

議題の概要

75. 2018 年 1 月に開催されたデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) 会議において、デュー・プロセス・ハンドブック (DPH) レビューの範囲及びスケジュールが暫定的に合意されるとともに、DPH レビューに対するコメント期間を 120 日とすることを暫定決定した。
76. DPOC 会議でスタッフは、DPH レビューで最初に取り組むべき作業について IFRS 財団モニタリング・ボードに意見を求めるとともに、2018 年 2 月に開催された IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) による基準設定プロセスに係る影響分析の使用に関する議論を共有した。
77. ASAF メンバーからのインプットの後、スタッフは以下に取り組む予定である。
- (1) 提案されている DPH への変更の検討に向けた適切なスタッフによる内部グループの形成
 - (2) 2018 年 6 月にロンドンで開催される DPOC 会議でのアップデート
 - (3) 2018 年 6 月にロンドンで開催される IFRS 財団モニタリング・ボード会議でのアップデート
 - (4) 2018 年 9 月に開催される次回の IFRS-AC 会議における IFRS-AC メンバーへの DPH レビューに対する助言の要請
 - (5) 2018 年 9 月に開催される IFRS-IC の会議での協議
78. DPOC が合意した DPH レビューの範囲は、現行のデュー・プロセスに係る要求事項を根本的に書き直すのではなく、それら要求事項の見直しに焦点を合わせており、以下の目的としている。
- (1) DPH を使用する際の操作性及び効率性の改善
 - (2) IASB と IFRS-IC の相互関係の検討
 - (3) テクノロジーがデュー・プロセス手続（例えばコメント・レターの処理）の簡素化に貢献するか否かの検討
 - (4) 影響分析の手続の開発の反映
 - (5) 適用活動及び教育文書の公表に関して増加する IASB の役割の反映
 - (6) 匿名で寄せられたデュー・プロセスに対する申し立てに係る手続の検討

- (7) DPH 内における用語の一貫性の改善
- (8) IASB 及び IFRS-IC が公表するデュー・プロセス文書の種類の明確化を追加
- (9) DPOC 会議が公開会議であることの反映

79. これらを踏まえ、今回の ASAF 会議では、以下の 2 点について意見が求められた。

- (1) 前項に示した DPH レビューの範囲
- (2) 現在のデュー・プロセスに係る要求事項に鑑みて、DPH の対象に含めるべきと考えられる具体的な論点の有無

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

80. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IFRS における「結論の根拠」の位置づけを明確にすべきであり、我々は、結論の根拠についても公開審議の場で草案の検討を行うべきであると考えている。現行の DPH では、結論の根拠は IFRS 基準の一部を構成するものではないとされているが、その記載は実務に重要な影響を及ぼすため、デュー・プロセスにおいても基準と同等の手続を経るべきと考えられるためである。また、IFRS 基準の本文又は結論の根拠に記載するのかを判断できるような説明を DPH に加えるべきと考えられる。

81. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 結論の根拠、アジェンダ決定、移行リソース・グループによる決定など、IASB が関連するガイダンスには様々なものがあり、強制力がないガイダンスとして公表されても、作成者にとっては、結局は強制力があるものと捉えられてしまう。IAS 第 8 号の改訂により対応される論点もあるが、結論の根拠だけでなく、他のガイダンスも IFRS 基準と同等と捉えられる懸念がある。

参加者のその他の発言

82. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) DPH は基準設定の際に IASB ボードが実施すべき手続を包括的に記載したハンドブックとなっているものの、リサーチ・プロジェクトを中断する場合や、基準改訂プロジェクトにおいて改訂の中止を決定する場合など、プロジェクトを完了できない場合の

プロセスに関する記載も検討すべきではないか。

- (2) DPH の中に図表やフローチャート等を用いてデュー・プロセスの全体像を示すことは、ボードメンバーだけでなく、他の利害関係者にとってもデュー・プロセスを理解し、各ステップで関係者がどのように相互関係しているかを伝えるのに有用であると考えられる。
- (3) IASB の DPH は堅牢で実効性があると思われるが、提案された DPH レビューの範囲の中に、効率化に係る項目はテクノロジーの利用の 1 項目のみである。デュー・プロセスの遵守に時間要すると、基準改訂の機会を逸しかねないため、我々の法域においては、効率性とのバランスに留意しながらコスト削減に努めている。
- (4) ほとんどのメンバーがレビューの範囲に同意している。また、その中でも適用活動及び教育文書の公表については、IASB が公表する基準の一貫性のある適用に必要であるため、特に重要な分野であると考えられる。

また、一部のメンバーからは、各法域によって新しい基準の検討状況は様々であり、教育文書の作成などにおいて、それらの状況把握のために各国の会計基準設定主体との連携を強化することが提案された。また、あるメンバーからは、IAS 第 8 号の狭い範囲の修正案である公開草案「会計方針の変更」が最終化される際には、関連する DPH の記載を見直す必要がある旨が指摘された。

X. プロジェクトの近況報告と ASAF 会議の議題

83. 今回の ASAF 会議では、以下の点について議論がなされた。

- リサーチ・パイプライン及び適用後レビュー
- 次回の ASAF 会議の議題

リサーチ・パイプライン及び適用後レビュー

(議題の概要)

84. 本セッションでは、2018 年 2 月開催の IASB ボード会議で決定したリサーチ・パイプライン⁵の今後の予定（下表）について、IASB スタッフから説明があった。

リサーチ・パイプライン	今後の予定
(資産の購入における) 変動対価及び条件付対価	数か月以内に、当該プロジェクトの範囲を評価するための作業を開始する。
引当金	概念フレームワーク公表後に、当該プロジェクトに対する残りのリサーチ ⁶ を開始し、合理的な期間に完了する。
採掘活動	数か月以内に、2010 年のディスカッション・ペーパー「採掘活動」の公表以降の進展状況を確認するために、当該ディスカッション・ペーパーの作成に貢献した会計基準設定主体に質問する。
資産のリターンに依存する年金給付	数か月以内に実行可能性に関するアウトリーチを開始する。
子会社である中小企業 ⁷	中小企業向け IFRS に対する次の包括的な見直しとの関係を考慮したうえで、数か月以内に開示の要求事項に関する評価を開始する。
持分法	2019 年から 2020 年初頭にプロジェクトを開始又は再開する。
排出物価格設定メカニズム	
高インフレ：IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の範囲	

⁵ 現在はアクティブでないが、2018 年から 2021 年の間に開始又は再開予定のプロジェクト

⁶ すでにリサーチの大半について議論しており、残りのリサーチとして、新しい概念フレームワークに基づく評価を行うこととされている。

⁷ 認識及び測定は IFRS 基準に従うが、開示は中小企業向け IFRS に従うことを許容するか否かを検討するプロジェクト

85. また、次の会計基準に対する適用後レビューが 2019 年から 2020 年初頭に開始する予定であることについて、IASB スタッフから説明があった。
- (1) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」
 - (2) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」
86. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。
- (1) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューを開始すべき時期について提案はあるか。
 - (2) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューについては、3 つの会計基準をまとめて単一のプロジェクトとして実施すべきか、または 2 つ以上のプロジェクトに分割して実施すべきか（例えば、IFRS 第 11 号に対する適用後レビューを IFRS 第 10 号及び IFRS 第 12 号とは別に実施することや、投資企業の要求事項だけ別に実施すること）についてコメントはあるか。
 - (3) リサーチ・パイプラインについてコメントはあるか。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

87. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 持分法のプロジェクト及び IFRS 第 11 号の適用後レビューは開始されておらず、持分法に関するいくつかの論点は解決されていないものがある。そのため、まずは市場関係者の見解を収集し、持分法に関する議論に寄与するために、IASB は持分法のプロジェクト及び IFRS 第 11 号の適用後レビューを早期に開始すべきであると考える。

88. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) 持分法には多くの問題があり、持分法のプロジェクトは早急に開始すべきである。そのため、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューについては、IFRS 第 11 号を先行して実施することも考えられるが、分野をまたがる横断的な論点もあるため、まずは適用後レビューの対象を分割せずに包括的な検討を開始すべきであり、状況に応じて分割して検討すべきであると考える。

- (2) リソースが十分である場合には、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューについて適用後レビューの対象を分割しないことが考えられるが、リソースの問題等がある場合には、IFRS 第 11 号と関連する IFRS 第 12 号の規定を優先すべきであると考える。限定的なアウトリーチによると、持分法については、多くの適用上の問題が生じていると考えている。
- (3) 持分法の論点については懸念があり、会計基準も複雑であるため、論点を理解するためにも、早期に検討に着手することがよいと考える。特に一定の投資スキームにおいて、市場関係者は、現行の会計基準の結果に必ずしも満足していない。
- (4) 持分法のプロジェクトを取り組んでいるが、開始と中止を繰り返しており、難しいプロジェクトであると理解している。

(参加者のその他の発言)

89. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) IFRS 第 11 号には多くの問題があると認識しているが、IFRS 第 12 号は開示を取り扱っており、また市場関係者の見解を踏まえると、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューについては、3つの会計基準をまとめて実施するのがよいと考える。
- (2) 多くのメンバーは、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューを早急に開始すべきだと考えており、3つの会計基準をまとめて実施するのがよいと考えていたが、適用後レビューを分割して実施することもよいと考えるメンバーもいた。また、IFRS 第 10 号における投資先に対する支配の判定が困難であり、リソースの問題がある場合には、IFRS 第 10 号に対する適用後レビューを先行すべきであるとの意見も聞かれている。
- (3) IASB は、概念フレームワークの改訂版を公表したことを踏まえ、例えば排出物価格設定メカニズム等、改訂された概念フレームワークに関連するリサーチ・プロジェクトにより注力すべきである。
- (4) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューについては、3つの会計基準が相互に関係し、分割して検討することが困難であるため、3つの会計基準をまとめて実施するのがよいと考える。
- (5) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューについては、

3つの会計基準を分割して実施するものの、同時に実施するのがよいと考える。

- (6) 多くのプロジェクトがリサーチ・パイプラインに入っているが、プロジェクトの開始にあたってリソースはあるのか。

⇒実施する作業の内容により、作業量が多いものも少ないものもある。資産のリターンに依存する年金給付に関するプロジェクトは、狭い範囲のプロジェクトとして早く進められる可能性があるが、採掘活動プロジェクトは、非常に作業量が多くなる可能性がある。(IASB スタッフ)

- (7) FASB は、IASB と同様に、変動対価及び条件付対価に関するプロジェクトを取り組んでいる。子会社である中小企業プロジェクトについては、FASB も非公開企業に対する同様の問題を認識しており、親会社の連結財務諸表の作成プロセスを考えると当該プロジェクトの必要性は理解できる。
- (8) これまでの議論を踏まえると、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に対する適用後レビューを早急に開始すべきという意見が多かったと理解した。また、3つの会計基準をまとめて実施するかどうかについては、意見が分かれていたが、IFRS 第 11 号に対する適用後レビューを先行して実施すべきとの意見も相応にあったと理解した。(IASB スタッフ)

次の ASAF 会議の議題

(議題の概要)

90. 本セッションでは、次の内容について IASB スタッフから説明があった。

- (1) 2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容 (アジェンダ・ペーパー9 付録 A)
- (2) IASB のアジェンダ・プロジェクトのアップデート (アジェンダ・ペーパー9 付録 B)
- (3) 2017 年 12 月開催の ASAF 会議における ASAF メンバーからのアドバイスを IASB スタッフ又は IASB ボードがどのように検討したかについてのフィードバック (アジェンダ・ペーパー9 付録 C)

91. 前項(1)について、IASB スタッフは、次の項目を 2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題とすることを提案している。

- (1) 動的リスク管理

(2) 開示に関する取組み－開示原則

(3) 資本性金融商品－減損及びリサイクリング (EFRAG)

(4) 共通支配下の企業結合 (香港公認会計士協会 (HKICPA) 及び OIC)

(5) 基本財務諸表

(6) 有形固定資産－意図した使用の前の収入 (IAS 第 16 号の修正)

92. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

(1) 2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案に対するコメントはあるか。

(2) 2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案について、追加したい項目はあるか。

(3) プロジェクトのアップデート又は IASB が ASAF メンバーのアドバイスを求める時期についてコメントはあるか。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

93. ASBJ からは、特段の発言は行っていない。

(参加者のその他の発言)

94. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 6 月中旬までに、企業の業績指標に関するガイダンス案を公表する予定である。この文書について ASAF メンバーからのインプットを求めたいと考えており、また基本財務諸表プロジェクトにも貢献できると考えられるため、2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題としたいと考えている。

(2) EFRAG が 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「資本性金融商品－減損及びリサイクリング」のコメント期限は 5 月 25 日であり、2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議において EFRAG としての見解を示すことが困難となる可能性が高いと考えており、EFRAG ボードに 2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題とするか否か確認する必要があると考えている。

(3) 2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題には同意するが、あるメンバーから主要な新しい会計基準 (IFRS 第 9 号や IFRS 第 15 号) の適用状況 (例えば、適用上の課題や

適用支援の十分性) を評価することを議題とすることが提案されている。

- (4) EFRAG からの「資本性金融商品－減損及びリサイクリング」と HKICPA 及び OIC からの「共通支配下の企業結合」については、2018 年 4 月の会計基準設定主体国際フォーラムでも議論されており、2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議で追加的な論点を議論する予定なのか。

⇒ 「共通支配下の企業結合」については、IASB でも検討しているところであり、当該検討に対する ASAF メンバーからのインプットは有用であると考えられるため、短い時間のセッションになるとしても、2018 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題とするのがよいと考えている。「資本性金融商品－減損及びリサイクリング」は(2)のコメントのとおりである。(IASB スタッフ)

以 上